

## 一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、男性職員がもっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年 1月 7日～平成31年 3月31日まで

### 2. 内容

目標1：男性の育児休業取得を促進する。

#### <対策>

- 平成31年 1月～ 男性職員に育児休業・休暇に関する意向の聴取を行う
- 平成31年 2月～ 制度内容等について所内会議や研修などにより全職員に周知

目標2：子どもの出生前後における育児目的休暇の取得を促進する。

#### <対策>

- 平成31年 1月～ 男性職員に育児休業・休暇に関する意向の聴取を行う
- 平成31年 2月～ 制度内容等について所内会議や研修などにより全職員に周知